

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20260206	ソーマンCS物流株式会社（法人番号 6160001012329）代表者 団野佑希	福井県福井市福1丁目522	本社営業所	福井県福井市福1丁目522	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年1月15日及び令和7年2月26日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	6	6
2	20260206	株式会社新静岡引越センター（法人番号 1080001012077）代表者 今野祐輔	静岡県静岡市駿河区広野三丁目8番4号	本社営業所	静岡県静岡市駿河区広野三丁目8番4号	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和7年5月23日及び令和7年7月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20260216	信善運輸株式会社(法人番号6180001075951) 代表者原司郎	愛知県小牧市岩崎原新田321番地	本社営業所	愛知県小牧市岩崎原新田321番	輸送施設の使用停止(182日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年2月26日及び令和7年3月12日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)業務の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(17)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	29	19

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20260218	株式会社小栗商店（法人番号5200001040796）代表者小栗将輝	岐阜県加茂郡坂祝町酒倉1985番地1	本社営業所	岐阜県加茂郡坂祝町酒倉字新木林1985番地1	輸送施設の使用停止（180日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和6年8月22日及び令和7年2月17日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	18	18

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20260220	有限会社廣瀬興業（法人番号1190002012783）代表者廣山公張	三重県伊賀市霧生279番地	予野営業所	三重県伊賀市予野字唐川1226番地1	輸送施設の使用停止（244日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年12月16日及び令和7年2月5日、監査方針に基づいて、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(12)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(13)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(15)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(17)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	25	25
6	20260220	尾張陸運株式会社（法人番号6180002071578）代表者伊藤敏彦	愛知県尾張旭市下井町下井2094番地3	岐阜営業所	岐阜県各務原市須衛町7丁目67-5	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項	令和7年9月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	8	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
7	20260224	栗木運輸株式会社(法人番号1180001096408) 代表者栗木和夫	愛知県津島市神守町字4丁16	本社営業所	愛知県津島市神守町字4丁16	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和7年10月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0
8	20260225	山田運送株式会社(法人番号2122001016052) 代表者安原信行	大阪府大東市緑が丘2-2-18	東海支店 小牧営業所	愛知県小牧市小木1丁目35番地	輸送施設の使用停止(14日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年8月7日及び令和7年9月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
9	20260227	株式会社ダイショーライン(法人番号9180001074372) 代表者永田一夫	愛知県春日井市勝川町西4丁目42	本社営業所	愛知県春日井市勝川町西4丁目42番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年8月5日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
10	20260204	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	常滑郵便局	愛知県常滑市栄町1-83	輸送施設の使用停止(116日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
11	20260204	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東海北郵便局	愛知県東海市荒尾町外山39-1	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
12	20260204	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	羽島郵便局	岐阜県羽島市竹鼻町日吉 町125-1	輸送施設の使用停止 (110日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年7月22日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記 載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)、(3)点呼の記録不実記載(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
13	20260204	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	北方郵便局	岐阜県本巣郡北方町東加 茂3-48	輸送施設の使用停止 (108日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年7月24日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。